

第 95 回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成 28 年 2 月 16 日（火） 9:27～9:50

2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 12 階共用 1208 特別会議室

3 出席者

【委員】

西村委員長、北村委員長代理、河井委員、川崎委員、清原委員、西郷委員、嶋崎委員、白波瀬委員、関根委員、中村委員、野呂委員、宮川委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省総合政策局情報政策課長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

杉原内閣府大臣官房審議官、伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長、田家総務省政策統括官（統計基準担当）、吉牟田総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事

- (1) 諮問第 84 号の答申「学校基本調査の変更について」
- (2) 諮問第 85 号の答申「学校教員統計調査の変更について」
- (3) 諮問第 86 号の答申「商業動態統計調査の変更について」
- (4) その他

5 議事録

○西村委員長 皆様、もうおそろいですので、定刻より少し早いですけれども、ただ今から第95回統計委員会を開催いたします。本日は、永瀬委員が御欠席です。

それでは、議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から簡単に確認してください。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 では、お手元の資料について、議事の内容と併せて確認いたします。

本日は、答申が 3 件あります。

まず、「学校基本調査の変更について」の答申、2 番目に「学校教員統計調査の変更」

ついて」の答申、3番目が「商業動態統計調査の変更について」の答申です。

資料は、資料1、資料2、資料3となりますが、資料1と2は、クリップでまとめて留めてあります。

私からの説明は以上です。

○西村委員長 それでは、最初の議事に入ります。人口・社会統計部会において審議されています諮問第84号「学校基本調査の変更」及び諮問第85号「学校教員統計調査の変更」の答申案につきまして、人口・社会統計部会の白波瀬部会長から御説明をお願いいたします。

○白波瀬委員 よろしくお願いたします。

諮問第84号「学校基本調査の変更について」及び諮問第85号「学校教員統計調査の変更について」の答申案について報告いたします。

学校基本調査及び学校教員統計調査の変更については、昨年12月開催の統計委員会での諮問以降、計2回の部会審議を行い、1月18日に開催した2回目の部会において、本日報告させていただき答申案を取りまとめたところです。なお、2回目の部会の議事概要は、資料1及び資料2の参考として添付しておりますので、後ほど御参照ください。

答申案の内容について報告いたしますが、本日は1月の委員会で既に報告した1回目の部会で議論した部分については省略し、2回目の部会で議論した部分や今後の課題として提起した部分を中心に御説明いたします。

まず、「学校基本調査の変更について」説明いたします。資料1を御覧ください。結論といたしましては、今回の学校基本調査については、計画の変更を承認して差し支えないとしております。

続いて、(2)理由等については、今回の変更において計画の修正を求めた部分はありません。1月の委員会では、3ページに出てくる「二部授業」、いわゆる夜間中学校の生徒数等を新たに把握することに関連いたしまして、二部授業の制度に関しても卒業後の進路を把握すべきではないかとの意見が出たことについて報告いたしました。こちらにつきましては、二部授業修了者は年齢が15歳を過ぎる者が主にいることから、また、業務統計として既に把握していることから、本調査では把握しないということで適当と判断いたしました。いわゆるここでの進学後というのは、年齢で切って統計を作っているという関係であります。

次に、7ページの今後の課題についてです。

1月の委員会で報告しましたとおり、利用者の利便性の向上に資する観点から、インターネットにおける情報提供について、更なる工夫・改善へ向けて取り組む必要性が確認されたところであり、調査結果はもとより、調査方法・調査設計といった情報につき分かりやすい情報提供に努めるとともに、利用者が求める情報を容易に入手できるよう、ホームページの構成の工夫に努める必要性を指摘しております。

また、本調査においては、前回の答申において、資料に掲げている(1)～(5)の

事項について、今後の課題として整理されております。

これについて答申案では、いずれの課題も検討の期限が来ていないことから、引き続き検討を進める必要があると整理しておりますが、（４）中学校卒業生の就職者の正規・非正規の把握につき、委員から、把握の必要性は理解するものの、実際に調査することは困難ではないかとの意見があり、このような意見があったことを答申案に記載しております。

続きまして、「学校教員統計調査の変更について」、説明いたします。資料２を御覧ください。

結論といたしましては、今回の学校教員統計調査については、計画の変更を承認して差し支えないとしております。

続いて、（２）理由等についてですが、今回の変更において、計画の修正を求めた部分はありません。委員からの意見について一点紹介いたしますと、今回新設することとしております教員個人調査票、いわゆる「幼保連携型認定こども園」につきましては、保育士資格の保有状況を把握することとしていますが、併せて既存の教員個人等調査票、いわゆる幼稚園においても保育士資格の保有状況を把握すべきではないかとの意見が出ました。

こちらにつきましては、業務統計で把握しているため、本調査では把握しないということで適当と判断しております。

次に、３ページの今後の課題についてです。学校基本調査と同様にインターネットにおける情報提供について、今後の課題として提起しております。

「学校基本調査の変更について」及び「学校教員統計調査の変更について」の答申案の報告は以上です。よろしく願いいたします。

○西村委員長 ありがとうございます。

それでは、答申案の御説明について御質問あるいは御意見等ありますでしょうか。

特段の御意見がないようですので、それでは、答申案についてお諮りしたいと思います。

「学校基本調査の変更について」及び「学校教員統計調査の変更について」の本委員会の答申は資料１及び資料２の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○西村委員長 それでは、資料１及び資料２によって総務大臣に対して答申いたします。

人口・社会統計部会に所属される委員の方々におかれましては、部会での御審議、どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。

サービス統計・企業統計部会において審議されています諮問第86号「商業動態統計調査の変更」の答申案につきまして、サービス統計・企業統計部会の西郷部会長から御説明をお願いいたします。

○西郷委員 それでは御説明いたします。資料３になります。計２回部会は開いているのですけれども、答申案と参考として、部会の議事概要が付いており、あとは、諮問の内容

を示す資料が参考資料として付いております。

それでは、資料3の1ページ目に戻っていただいて、まず、答申案の全体の構成を説明いたします。大きく四つに分かれておりまして、1番目が今回の変更に関することで、いわゆる丙調査、丁調査において、民間事業者を実査・集計業務で活用することの変更の是非について答申しております。2番目がいわゆる前回の答申で示された「今後の課題」への対応について記されております。3番目が公的統計全体の課題である「オンライン調査の推進」について記されております。4番目が「今後の課題」となっております。

それでは、最初の本調査計画の変更という1ページ目の1に戻りますが、この内容に関しては、前回の統計委員会の際に中間報告という形で詳しく説明しております。要約いたしますと、2ページ目になりますが、表のところに書いてある民間事業者の活用の際の留意点に関して、この四つの面から、今回の丙調査、丁調査における民間事業者の実査・集計業務における活用が適切であるかどうかということを確認いたしました。

結論から申しますと、この四つの観点に即して適切に事業者の選定が行われることから、部会のまとめとしては、「(1)承認の適否」の最後に書いてありますが、変更を承認して差し支えないとしております。ただし、民間事業者の活用に関しましてはいろいろな意見が出まして、特にモニターする必要がある。モニターするというのは、もちろん公的統計の精度を保つために是非必要なことであると同時に、このような履行能力の検証を行うことにより、民間事業者の育成にもつながるといった意見が委員から出されたことを付言しておきます。

1番に関しては中間報告の際にもかなり詳しく説明しましたので、説明はこれくらいにさせていただいて、2番目の前回の答申の際に記された今後の課題への対応はどういうものかということ、前回の商業動態統計調査の諮問の際に、それまで既存店に関して統計を公表することをしていただけたわけですが、業界団体の統計でそれに替わるものがあるということから、前回から既存店に関する統計の表章をやめております。業界団体との連携プレーが今後も継続されるのか、その点をきちんと確認するよというのが前回の宿題であったわけですが、今回その連携が継続されることを確認できたので、既存店に関しては業界団体の統計、それ以外の部分に関しては商業動態統計調査で受け持つという役割分担が今後も継続することが確認されたということです。

3ページ目のオンライン調査の推進に移りますけれども、こちらは商業動態統計調査のうち、丙調査、丁調査に関してはもともとオンライン調査の利用率が高いということがありますが、丙調査、丁調査以外に関しては改善の余地があるということ、丙調査、丁調査に関しても利用率の向上の余地があることから、そこをもう少し頑張ってくださいという結論になっております。

最後の今後の課題というのが4ページにありますけれども、今回、商業動態統計調査で丙調査、丁調査において民間事業者を活用することになったわけですが、これからそれが導入されるということから、回収率確保、精度の維持という観点からきちんとモ

ニターをしてくださいということが今後の課題です。これに関しては、当然のことながら、今後の課題に書くまでもないのではないかという意見もあったのですが、今後、経済産業省でかなり大幅な民間事業者の活用が検討されていることから、特に記載しております。

民間事業者の活用に関しては、例えば複数年契約、先ほど民間事業者の育成という意見があったと申しましたけれども、育成という観点を考えるのであれば、単年契約ではなくて複数年契約といったことも視野に入れるべきではないのかといった意見も出されました。

以上で答申案全体の構成及び部会における結論は説明いたしましたけれども、始まる前に、昨年未だだったと思いますが、統計委員会において経済産業省の統計体系全体において、かなり大々的に民間事業者が活用されることについての説明があって、それを受けて初めての部会であったわけですが、今回に関しては規模が小さいことと、もともと回答率が高いところでの民間事業者の利用ということから適当と判断されましたが、これが経済産業省全体の統計に対して大々的に民間事業者を活用してよいという短絡的な結論ではないということは部会長として申し述べておきたいと思います。

最後に、今回の丙調査、丁調査とは直接は関わりなかったのですが、それ以外の部分の商業動態統計調査の集計に関して、速報と確報とがかなり大幅にずれる系統的原因が今回の見直しにおいて発見されたということがあったので、それについての報告もありました。それに関しては、先ほど申しました部会の概要を御覧いただければ分かりますところ、今回の諮問は丙調査、丁調査に関わるものでしたので、それとは直接関係がないこともあり、この答申案の説明では省略いたします。

私からの報告は以上です。よろしく願いいたします。

○西村委員長 ありがとうございます。

それでは、答申案の御説明についての御質問、あるいは御意見ありますでしょうか。川崎委員、お願いします。

○川崎委員 ありがとうございます。私はこの答申案について賛成で、特段それに対しての異を唱えるつもりは全くありません。また、このメインである民間委託についても、こういう条件の下でのこういう推進はよろしいと思いますので、民間委託自体を否定するものではありません。ただ、これを拝見して、背景を十分理解されていない方がこの答申文を読まれると、ひょっとしたら誤解されるのではないかという懸念を持ちました。

その意味では、先ほど部会長がこの扱いについて付言されたことは非常に大事なことだと思いましたので、確認の意味も込めて申し上げてみたいと思います。この民間委託の背景には、本省における人員が減少してきている、そういうリソースの減少の中での対応という側面がかなり強かったのではないかと私は理解しております。そのための対応として、民間委託により職員の業務を軽減して対応していくことで、全体的な分析や精度の維持に取り組むことを可能にしていこうという趣旨と理解するわけです。

この件は、そのような状況下での話ですので、決してこういうことができるから、本

省の職員を更に縮減してもよいとか、更に他の調査でも民間委託をすることができるのだと誤解されると非常に怖いと思います。是非今の部会長の御発言は今後とも重視していただけたらと思います。今回の件は、一般論で全てこういうやり方で民間委託していけばよいということではなくて、今後あくまでも個別に検討するという、その中では調査を担当される本省の職員のリソースを確保することがもちろん大事なのだということを前提にしての議論なのだとは私は理解しています。今の部会長の御発言をお聞きしましたので、是非その点を確認させていただけたらと思います。

○西村委員長 どうもありがとうございました。

○西郷委員 回答を求めておられるのかどうか分かりませんが、私自身も、今、川崎委員と全く同意見で、これが経済産業省における民間事業者の活用の変な意味での突破口のような形で扱われることは非常に危惧しております。今回の変更に関しては、この集計と実査の業務を民間委託することによって、企画であるとか、本来、経済産業省が果たすべき部分にリソースを集中するということから適当と判断したということであって、この影響がもっと大幅な形で調査全体に影響を及ぼすということであれば、議論はまた別であるというのが私の意見です。

○西村委員長 ありがとうございます。清原委員、お願いします。

○清原委員 ありがとうございます。清原です。この答申案については、私も異議ありません。一点、1ページの「理由等」の中段に記されている「また」以降です。「実査・集計業務に民間事業者を活用することにより、業務量に増減がある督促や疑義照会等にも機動的な対応が可能となるほか」の後に、「民間委託対象調査の拡大による民間事業者の育成という効果も期待できる」とあります。

この指摘は、私は有意義な指摘と思いました。すなわち、単に民間委託を拡大するという方向性だけではなくて、むしろ民間事業者の育成と統計調査に関して力量のある民間事業者をこのような比較的对象が少数であったり、あるいはこれまでもオンライン調査等の実績がある対象者であるけれども、民間事業者においてもその調査の質を高める、そういった信頼できる民間事業者を育成するという効果も期待できるという指摘が重要です。先ほどの川崎委員の御発言もありましたけれども、民間委託するというところだけを強調するというのではなくて、むしろ質の高い民間事業者の育成が目的の一つでもあるので、次の2ページにある表の「民間事業者の活用の際の留意点に対する取組」をしっかりと検証しつつ、しかし民間においても力量を高めていただいて、今後も私たちが必要に応じて信頼を持って委託できるような公共的な力量を持った民間事業者の育成につながれば望ましいのではないかと受けとめました。

したがって、この一文が入っていることも重要な意義と感じて、この答申案を支持したいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○西村委員長 ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。

それでは、今のお三方の点は極めて重要な点なので、統計委員会といたしましても、しっかりと受けとめて考えていきたいと考えております。特に重要な点は、統計調査のミッションです。例えば経済産業省なら経済産業省の統計全体に関する考え方、それに対応する全体としてのシステムはどのように作るのか、そういうシステムデザインということにもなりますので、これを考えていきたいと思っております。特に前例とか過去の経緯には捕らわれずに、これからどのようにしていったらよいのか考えて、場合によってはいろいろなスクラップ・アンド・ビルドを含めて考えていきたいと思っております。

ありがとうございました。

それでは、答申案についてお諮りしたいと思っております。「商業動態統計調査の変更」について本委員会の答申は資料3の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○西村委員長 それでは、資料3によって総務大臣に対して答申いたします。サービス統計・企業統計部会に所属されている委員の方々におかれましては、部会での御審議、どうもありがとうございました。

本日用意いたしました議題は、以上です。

最後に、次回の日程について事務局から連絡願います。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 次回の委員会は3月22日(火)10時から開催予定の基本計画部会終了後に、中央合同庁舎第4号館共用1208特別会議室において開催します。詳細につきましては、別途御連絡いたします。

なお、今回は内閣府における最後の委員会となりますので、皆様御承知おきください。

○西村委員長 以上をもちまして、第95回の統計委員会を終了いたします。ありがとうございました。

○伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長 引き続き、基本計画部会を開催いたします。御出席いただきますようお願いいたします。